

第3章 リスクアセスメント導入のための資料集

33	(ガラス)	作業者が自動扉のガラス清掃作業の際、自動を停止させずに作業を行ったため、指を挟み骨折する。
34	(ガラス)	作業者が窓際にあった手すりに片足を乗せてガラス清掃していた際、足が滑って床に転げ落ち、骨折する。
35	(ガラス)	作業者が内部のガラス清掃していたとき、上部がとどかなかつたので、そばにあった丸椅子に乗って作業しようとしたので、丸椅子が回転して転落し、打撲する。
36	(トイレ)	作業者がトイレの清掃をするとき、清掃中の表示をしていなかったため、利用者が入ってきて衝突し転倒して、腰を打撲する。
37	(トイレ)	作業者がトイレの清掃をするとき、保護メガネ・保護マスクをしていなかったため、飛散した洗剤の成分で目・喉を痛める。
38	(トイレ)	作業者が、トイレの個室を屈んだ姿勢で清掃中、立ち上がったときに、扉の金具に頭部をぶつけて裂傷する。
39	(トイレ)	作業者がトイレの洗浄作業中、濡れていた床で足を滑らせて転倒し、腰部を強打する。
40	(トイレ)	作業者がトイレ清掃作業中、近くの潜函作業による酸欠空気が地下で貫流し、酸欠になる。
41	(薬品)	作業者が、洗剤を缶からバケツに移し替えるとき、缶が重くて腰痛になる。
42	(薬品)	作業者が、洗剤を缶からバケツに移し替えるとき、素手で行ったので、洗剤の成分で手が薬傷になる。
43	(薬品)	作業者が、洗剤を缶からバケツに移し替えるとき、こぼした洗剤で滑って転倒し、腰を強打する。
44	(薬品)	作業者が飲料水のペットボトルに洗剤を小分けにして使用していたところ、休憩中に、別の作業者が自分の所持した同じペットボトルの飲料と間違えて誤飲し、中毒になる。
45	(薬品)	作業者が、作業用資材の運搬用バケツに洗剤缶を入れるとき、蓋をしっかりと閉めず投げ入れたので、中身が飛散し、目を痛める。
46	(薬品)	作業者が、使用済みタオル・ラゲを殺菌漂白するため、バケツに洗剤を入れるとき、洗剤のボトルをしっかりと握っていなかったため落下し、飛散した洗剤で目を痛める。
47	(側溝)	作業者が側溝の清掃をするため蓋を取り外すとき、蓋が重かったため指を側溝と蓋の間に挟み、骨折する。
48	(側溝)	作業者が側溝の清掃をするため蓋を取り外すとき、蓋が重かったため腰痛になる。
49	(事務所)	作業者が、事務所内のブラインド清掃をするとき、手袋をしていなかったため、ブラインドの羽で指を切る。
50	(照明器具)	作業者が、蛍光灯を清掃するとき、電源を切らなかったので、通電部に触れて感電する。
51	(照明器具)	作業者が蛍光灯を清掃するとき、蛍光灯を外さずに作業したため管が割れて、破片が目に入って切る。
52	(台車)	作業者が台車を使って荷物を運搬するとき、段差でバランスを崩し、載せていた荷物が落下して、足に当たり打撲する。